

銚子市都市計画 マスタープラン

概要版



平成27年3月
銚子市

快適に暮らし続けられるまちをめざして

本市を取り巻く環境は、人口減少や少子高齢化の進行、経済活動の停滞などにより変化し続けています。このため、市は、人口の流出を防ぎ、地域活力を向上させる方策として、創業支援への取組みに加え、銚子にある豊かな地域資源を最大限活用した新たな雇用の創出に全力で取り組んでいます。

また、将来を担う子どもたちが夢をはぐくみ、住み続けたいと思えるまちをつくるため、市内の経済界、産業界、大学などと連携した「オール銚子」の体制で、まちの活力を取り戻すための取組みを展開しています。

このような状況のなか、社会情勢の変化への的確な対応や本市が有する多様な資源の活用、そして市民との協働によるまちづくりをめざし、本市の都市計画の基本となる「銚子市都市計画マスタープラン」を策定しました。

この「都市計画マスタープラン」は、銚子市総合計画「銚子ルネッサンス2025」に即し、概ね20年後のまちづくりの方向性を示すものであり、「全体構想」、「地域別構想」及び「実現化方策」の3本の柱で構成されています。

今後は「都市計画マスタープラン」における理念である将来都市像「ひと・まち・うみが多彩な交流をはぐくむ元気なまち 銚子」に沿い、総合計画やマスタープランの基本姿勢である市民との協働のもと、誰もが「快適に暮らし続けられるまち」の実現に向け努力してまいりますので、皆様の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

終わりに本計画策定にあたり、都市計画審議会及び策定委員会の委員皆様をはじめ、地域別説明会などで貴重なご意見をお寄せいただいた市民の方々など、関係者の皆様に心より感謝申し上げます。

平成27年3月

銚子市長 越川 信一



銚子市都市計画マスタープラン概要版

《目 次》

ページ

序 章 策定の目的及び計画の基本事項	1
1 都市計画マスタープラン策定の目的	1
2 計画の基本事項	1
第Ⅰ章 全体構想	3
Ⅰ－1 都市づくりの目標と将来都市像	3
1 都市づくりの目標	3
2 将来都市構造	6
Ⅰ－2 分野別の基本方針	10
1 土地利用	10
2 都市施設（道路・交通、公園・緑地等）	13
3 都市環境（防災・防犯、下水道等）	16
4 自然・歴史環境	19
5 中心市街地活性化・都市景観形成	22
第Ⅱ章 地域別構想	25
Ⅱ－1 東部地域	25
Ⅱ－2 中央地域	28
Ⅱ－3 西部地域	31
第Ⅲ章 実現化方策（都市づくりの実現に向けて）	35
Ⅲ－1 協働によるまちづくり	35
Ⅲ－2 都市計画制度の活用、整備の優先性	35
Ⅲ－3 実現に向けた仕組みづくり	36
Ⅲ－4 将来都市像実現への主要視点とシナリオ	37

序章 策定の目的及び計画の基本事項

- 1 都市計画マスタープラン策定の目的
- 2 計画の基本事項



序章 策定の目的及び計画の基本事項

1 都市計画マスタープラン策定の目的

都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 により、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、市民の意見を反映しながら、市の都市計画（都市づくり）に関する基本的な方針を示すことを目的とします。

具体的には、まちづくりの現状や銚子市総合計画などを踏まえ、おおむね 10～20 年後の「目指すべき都市の将来像」を定めるとともに、土地利用や都市施設等の整備方針を示すことで、今後の都市づくりの道筋となるものです。

2 計画の基本事項

(1) 都市計画マスタープランの位置づけ

都市計画マスタープランは、銚子市総合計画や千葉県が広域的な見地から定める都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）に即しつつ、本市の都市づくりの理念や目指すべき都市像に応じた都市整備の方針、その実現化の方策等の本市の都市づくりの基本方針を示すものです。

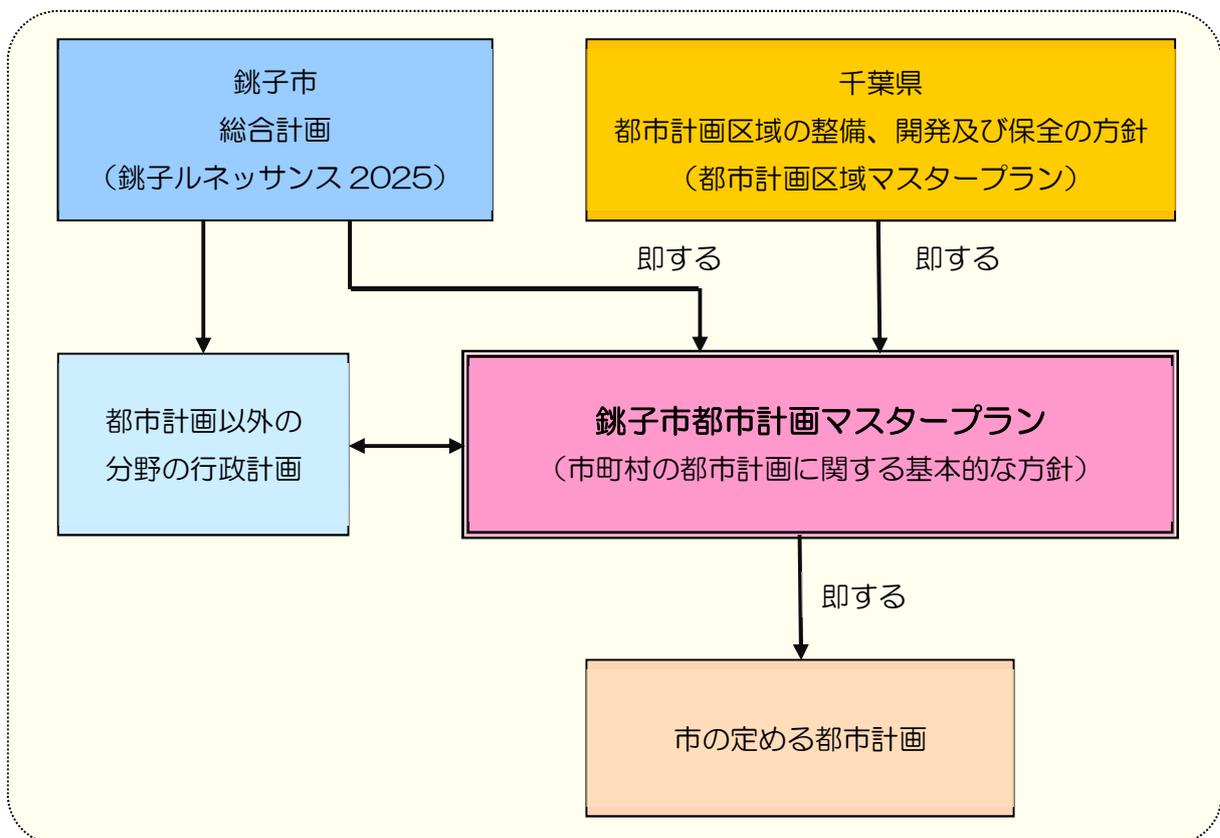


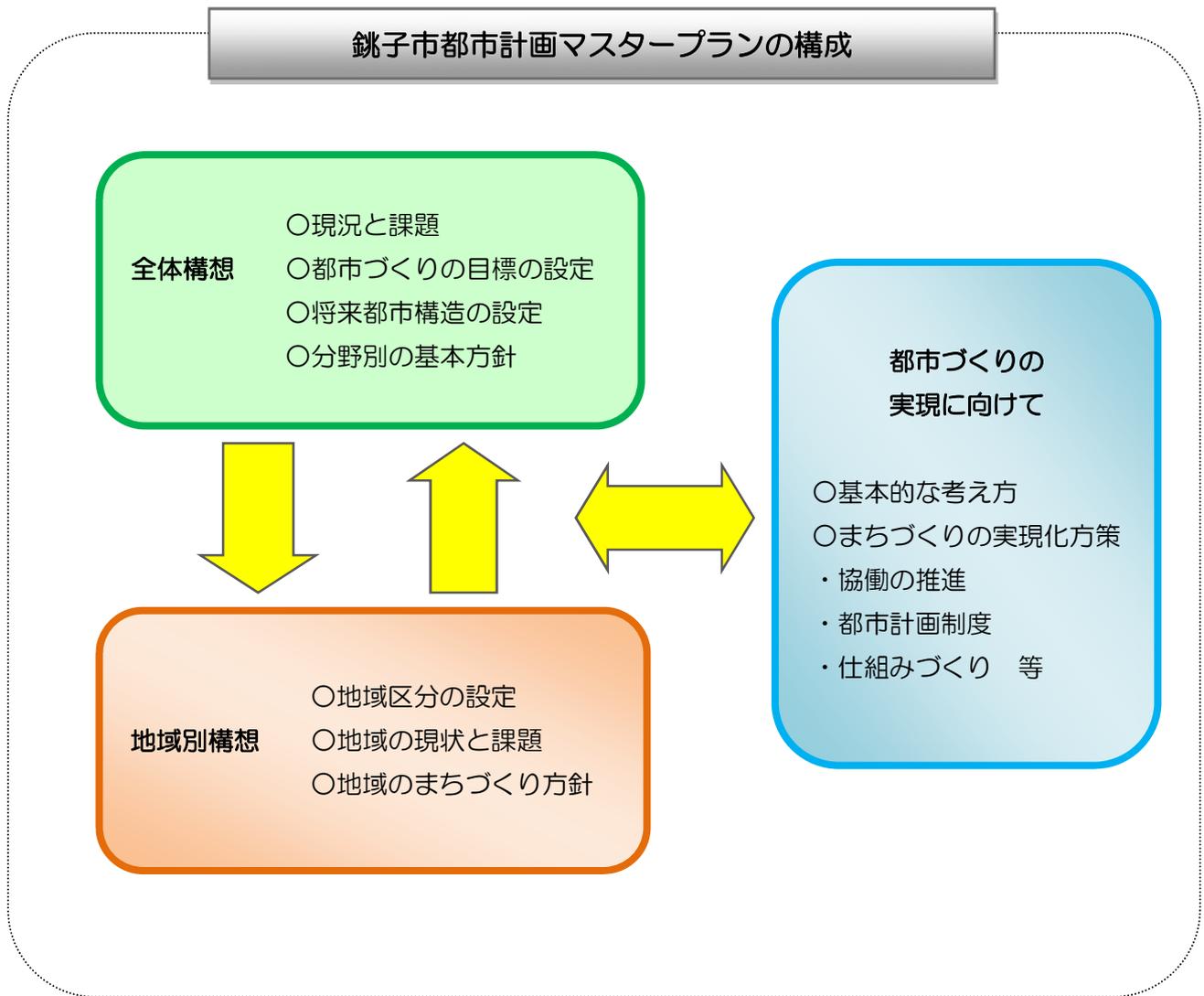
図 計画体系上の位置づけ

(2)目標年次

計画の目標年次は、策定時より概ね 20 年後（具体の事業等については 10 年後）を想定します。

(3)都市計画マスタープランの全体構成

都市計画マスタープランの構成は、市全体の都市づくりの方針を定める全体構想、地域づくりの方針を定める地域別構想及び実現のための方策の 3 つを骨格として構成します。



第Ⅰ章 全体構想

I-1 都市づくりの目標と将来都市像

I-2 分野別の基本方針



第1章 全体構想

I-1 都市づくりの目標と将来都市像

1 都市づくりの目標

(1) 将来都市像

人口減少や少子高齢化の進行、経済活動の停滞、市民の価値観の多様化、限られた財政事情など、本市を取り巻く社会情勢は変化し続けています。

千葉県の東端に位置する本市は、こうした状況に適切に対応してだけでなく、銚子連絡道路の整備や圏央道の全線開通、成田空港との近接性などの広域交通条件を活かすとともに、東京オリンピック・パラリンピックによる海外からの観光客の誘致・PRも踏まえ、地域固有の観光資源や自然資源を活用した交流・連携による都市づくりが重要となっています。

また、限られた財源の中で都市づくりを進めていくためには、市民が主体となった協働によるまちづくりを適切に展開していくことが必要となっています。

「銚子市都市計画マスタープラン」における将来都市像は、銚子市総合計画「銚子ルネッサンス2025」の基本構想に掲げる将来像「ひとがときめき 海がきらめき 未来輝く都市(まち)」を実現し、本市を取り巻く社会情勢の変化や本市の現状と特性、市民意向調査結果を踏まえ次のように設定します。

【将来都市像】

「ひと・まち・うみが多彩な交流をはぐくむ元気なまち 銚子」

※銚子ルネッサンス2025基本構想(将来像)「ひとがときめき 海がきらめき 未来輝く都市(まち)」



“ひと”とは

本市への誇りと愛着をもった住民同士の多様な交流や住民相互の支えあいや助けあいとともに、住民が主体となって協働によるまちづくりに取り組むひとたちをイメージします。

“まち”とは

「銚子に住みたい」「銚子で働きたい」という人たちが、「愛着」「生きがい」をもって暮らせるとともに、都市環境が整備され各分野で交流・連携が活発で満足度の高いまちをイメージします。

“うみ”とは

三方を水に囲まれた、引き継ぐ銚子の美しい自然を表し、また海により拓けた銚子をイメージします。

※これらによって、産業や文化・芸術など、さまざまな分野で交流と連携が進み、東総地域を牽引する銚子市をイメージします。

(2)都市づくりの目標

「将来都市像」の理念を踏まえ、都市づくりの目標を次のとおり設定します。

目標1:多彩な機能を活かした交流・連携による活力と魅力があふれる都市づくり

拠点形成

既存の産業集積、豊かな農業・漁業・観光資源や自然・歴史・文化を活かした地域振興を推進するとともに、広域交通軸を活かした新たな活力の創造や首都圏との交流・連携による賑わいを生み出す都市づくりを目指します。

- 既存集積を活かした産業（商業・工業・農業・漁業・観光）の維持・活性化、拠点づくり
- 豊かな観光資源、学術・文化施設を活かした拠点づくり
- 市内の拠点と周辺都市との連携強化
- 国道126号・356号等の沿道における新たな活力づくり
- 銚子連絡道路を活かした周辺都市との交流・連携の促進
- 魅力ある都市交流核（中心市街地）、都市景観の創出
- 自然景観を保全・活用した拠点づくり など

目標2:愛着をもって誰もが快適に暮らし続けられる安全安心な都市づくり

定住促進

市内に住む誰もが、快適な環境のなかで、安全安心に暮らし続けられる都市づくりを目指します。

- 安全で快適に移動できる道路空間の整備
- 市街地の有効活用、身近な公園、下水道などの居住環境の整備推進
- 交通サービスの維持・充実
- 施設整備におけるユニバーサルデザインへの対応
- 河川、海岸の堤防の整備、促進
- 施設の耐震化、狭隘道路の改善、災害時における避難路・避難施設の整備、危機管理体制の強化などによる防災対策の推進 など

目標3:豊かな自然・観光資源等と調和した個性ある都市づくり

地域資源の活用

本市の特性である海岸・河川・緑地などの自然資源や農地などの生産環境、歴史資産を保全・活用し、これら資源と調和した都市づくりを目指します。

- 海岸や河川、緑地の自然と農業・漁業の恵みを活かした魅力づくり
- 観光資源や自然資源、歴史資産とふれあう散策・回遊ルートの整備
- 緑化等に配慮した道路・公園・公共施設等の整備
- 良好な農業・漁業生産環境の保全・整備
- 地球環境への負荷の軽減
- 歴史資産を活かした個性あるまちづくり など

目標4:協働によるまちづくり

協働の推進

多くのひとが地域のまちづくりに参加し、住民・企業（NPO）・大学・行政がそれぞれの役割を果たしながら協働に取り組み、多様なニーズへの対応や誇りのもてるまちづくりを目指します。

- 地域主体となるまちづくり活動への支援体制の整備
- まちづくり活動への住民・企業（NPO）・大学・行政の参加の促進 など

(3)分野別の施策の方針

「都市づくりの目標」を実現するために、5つの分野別に「基本方針」を定め、それに沿って「分野別の基本方針」を次のように設定します。

将来都市像

『ひと・まち・うみが

多彩な交流をはぐくむ元気なまち 銚子』

【都市づくりの目標】

◆目標1

多彩な機能を活かした交流・連携による活力と魅力があふれる都市づくり

既存の産業集積、豊かな農業・漁業・観光資源や自然・歴史・文化を活かした地域振興を推進するとともに、広域交通軸を活かした新たな活力の創造や首都圏との交流・連携による賑わいを生み出す都市づくりを目指します。

◆目標2

愛着をもって誰もが快適に暮らし続けられる安全安心な都市づくり

市内に住む誰もが、快適な環境のなかで、安全安心に暮らし続けられる都市づくりを目指します。

◆目標3

豊かな自然・観光資源等と調和した個性ある都市づくり

本市の特性である海岸・河川・緑地などの自然資源や農地などの生産環境、歴史資産を保全・活用し、これら資源と調和した都市づくりを目指します。

◆目標4

協働によるまちづくり

多くのひとが地域のまちづくりに参加し、住民・企業（NPO）・大学・行政がそれぞれの役割を果たしながら協働に取り組み、多様なニーズへの対応や誇りのもてるまちづくりを目指します。

【分野別の基本方針】

◆土地利用

まちの賑わいを育み、人や自然にやさしい都市構造への展開と地域特性を活かしたコンパクトな土地利用の推進

◆都市施設

活力ある都市活動を支え、快適で暮らしやすいまちを実現する都市施設の整備
(道路・交通、公園・緑地等)

◆都市環境

安全・安心・快適に暮らせるまちづくり
(防災・防犯、下水道等)

◆自然・歴史環境

自然や歴史と共生した美しく愛着のもてるふるさとづくり
(海岸・河川・緑地・歴史資源等)

◆中心市街地活性化 ・都市景観形成

活力あるまちづくりを牽引する都市交流核(中心市街地)づくりと個性を活かした景観づくり

2 将来都市構造

(1) 将来都市構造（グランドデザイン）の基本的考え方

将来の都市構造（グランドデザイン）とは、社会情勢の変化や広域的な位置づけ、都市づくりの主要課題への対応を踏まえ、本市の目指すべき都市の将来像や都市づくりの目標の達成を目指して、市全体の特性や骨格を概念的に表すものです。具体的には、本市の様々な都市機能の中心的役割を果たす「核・拠点」、これらの拠点や周辺市を結ぶ「軸」、その地域特性にあわせた土地利用の方向を示す「ゾーン」の3つの要素を基本に将来都市構造を描くものとします。

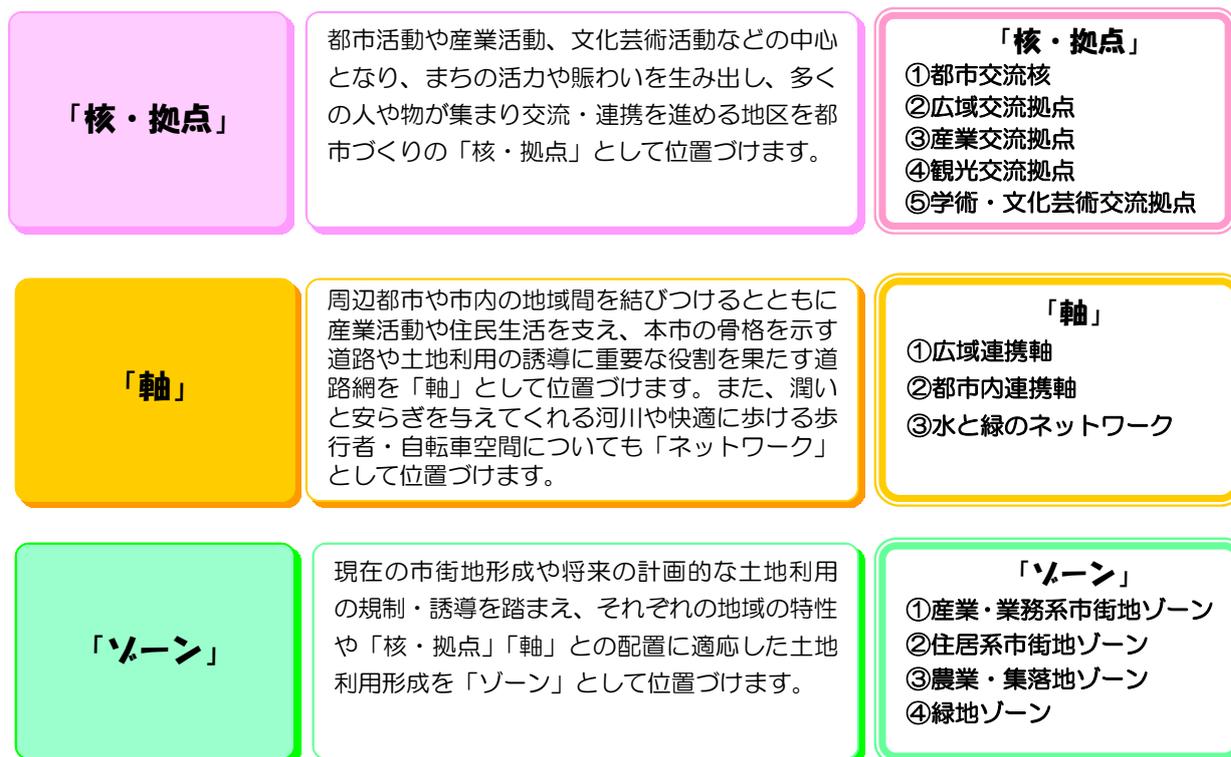
本市は、江戸と東北地方を結ぶ水運の拠点として発展し、その発展がもたらした長い歴史と伝統文化に育まれながら、農業、漁業、水産加工業、醤油醸造業、観光業などバランスよく発展してきましたが、時代の変遷の中で、人口の減少や経済活動の停滞が顕在化しつつあります。

このため、本市の将来都市構造（グランドデザイン）は、既存の都市集積を活かしつつ、市街地（用途地域）内では、都市としての産業拠点や観光拠点の形成、良好な居住環境の整備により、魅力ある市街地環境整備を進めて人口減少の抑制や移住・交流の促進を図るとともに、市街地以外の区域（用途地域外）では、優良農地や自然資源の保全を基本として、銚子連絡道路等の開発インパクトを有効に活用した交流拠点などの形成を図り、これら土地利用が連携し持続可能な都市構造を骨格とします。



《首都圏における銚子市の位置と連携方向》

(2) 将来都市構造の要素



(3) 構造要素の配置方針

■「核・拠点」の形成

<p>①都市交流核(中心市街地)</p>
<p>主要な交通軸である国道126号と356号交差点から、県道外川港線馬場町交差周辺のJR銚子駅を含む商業施設や公共施設の集積する地域を「都市交流核」として位置づけ、本市の顔として商業・業務・サービス系の土地利用を誘導し、市内観光の玄関口としての拠点都市機能の集積を図ります。</p>
<p>②広域交流拠点</p>
<p>本市の南部に位置する国道126号沿いの三崎地区周辺を「広域交流拠点」と位置づけ、周辺環境と調和を図りながら、その地理的優位性を活かし、市外からも多くの人々を惹きつける、広域的な商圈を対象とした商業施設の集積を促進します。</p>
<p>③産業交流拠点</p>
<p>本市の基幹産業である醤油工場、銚子漁港及び周辺の水産加工施設、小浜工業団地、JAグリーンホーム銚子周辺を「産業交流拠点」として位置づけ、今後も産業機能の核として、さらなる産業の誘致と利便性の高い操業環境の保全と育成を図ります。</p>
<p>④観光交流拠点</p>
<p>銚子ポートタワー・ウォッセ21周辺、海鹿島から犬吠埼・長崎への海岸線、地球の丸く見える丘展望館から銚子マリーナ・屏風ヶ浦へ至る一帯を「観光交流拠点」として位置づけ、観光施設の充実や銚子電鉄との連携、回遊性を促す歩行者・自転車ネットワークの充実を図り、さらなる観光交流機能の向上を図ります。</p>
<p>⑤学術・文化芸術交流拠点</p>
<p>銚子市青少年文化会館のある前宿町公園周辺、市民センター周辺、千葉科学大学周辺及び新国立劇場舞台美術センター資料館周辺を「学術・文化芸術交流拠点」として位置づけ、文化・芸術・教育機能の充実を図ります。</p>

■「軸」の形成

①広域連携軸

千葉市・成田市、神栖市方面と連絡する広域的な交流・連携機能の役割を担う中心軸として、本市の骨格を形成する国道124号・126号・356号とともに、広域営農団地農道、利根かもめ大橋（銚子波崎線）、主要地方道銚子海上線を「広域連携軸」として位置づけ、周辺都市との多様な交流・連携ならびに都市内の連携を強化するとともに、地域特性を踏まえた沿道土地利用の適正な規制・誘導を図ります。

また、銚子連絡道路の整備促進を図ります。

②都市内連携軸

広域連携軸を補完し、地域間の交流・連携強化、快適な移動環境の確保や広域連携軸との連絡機能を担う軸として、主要地方道4路線（県道銚子停車場線・県道銚子旭線・県道銚子海上線・県道多古笹本線）、一般県道5路線（県道飯岡猿田停車場線・県道飯岡松岸停車場線・県道外川港線・県道銚子公園線・県道愛宕山公園線）及び主要都市計画道路を位置づけ、地域の発展を図ります。

③水と緑のネットワーク

本市の北側を流れる利根川及び河川敷に広がる緑地、海岸沿いの県道・公園等を「水と緑のネットワーク」として位置づけ、だれもが安全安心に歩いたり、自転車で巡ることのできるネットワークの形成を図ります。

■「ゾーン」の形成

①産業・業務系市街地ゾーン

都市交流核や大規模（醤油）工場、銚子漁港周辺地域を「産業・業務系市街地ゾーン」として位置づけ、産業の発展と雇用の促進を目指し、本市の業務系機能の中心地区と産業の基幹地区としての土地利用を図ります。また、高齢者などが暮らせるまちなか居住環境も促進します。

②住宅系市街地ゾーン

都市的土地利用を促進する区域として、用途地域内の住宅地を「住居系市街地ゾーン」として位置づけ、都市基盤整備の効率的な推進などにより、居住環境を向上させ、魅力ある市街地形成を図ります。

市域南側の国道126号沿いの三崎地区の大規模商業施設周辺は、銚子連絡道路の開発インパクトを活用した広域交流拠点として、環境や今後の見通しを見極め、商業的土地利用を検討します。

市域西部の豊里ニュータウン等の用途の無指定地域内の既存住宅地は、自然環境に恵まれた環境や住宅地として整備された基盤を活用し、より暮らしやすい居住環境づくりや定住人口の促進に向けて、良好な居住環境の維持・保全を図ります。

また、地震に強い安全な居住環境の形成や人口密度等に応じた土地利用の見直しを検討します。

③農業・集落地ゾーン

市街地周辺に広がる豊かな農地や既存集落を「農業・集落地ゾーン」として位置づけ、優良な農地を保全し、無秩序な市街化を抑制し、良好な農業環境と調和した集落地の居住環境の向上を図ります。

④緑地ゾーン

市域の北西から南西に広がる丘陵地を「緑地ゾーン」として位置づけ、保水機能や地球温暖化の抑制、自然景観の観点からも維持・保全を図ります。また、憩いを与える緑地空間として活用を図ります。

また、自然環境との調和を図りながら、自然エネルギー発電などの新たな産業の育成を図ります。

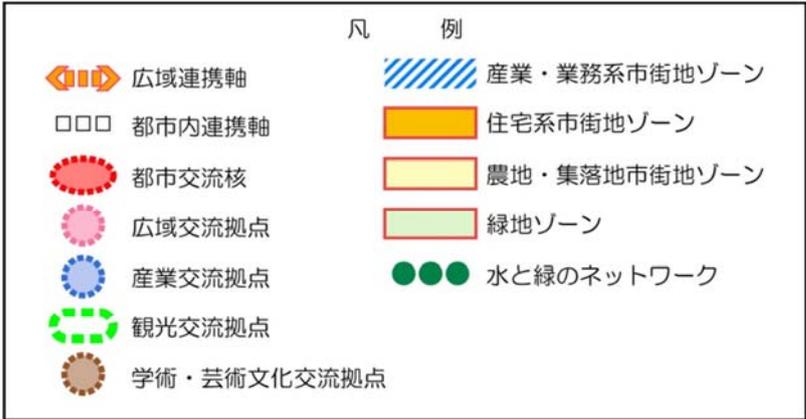
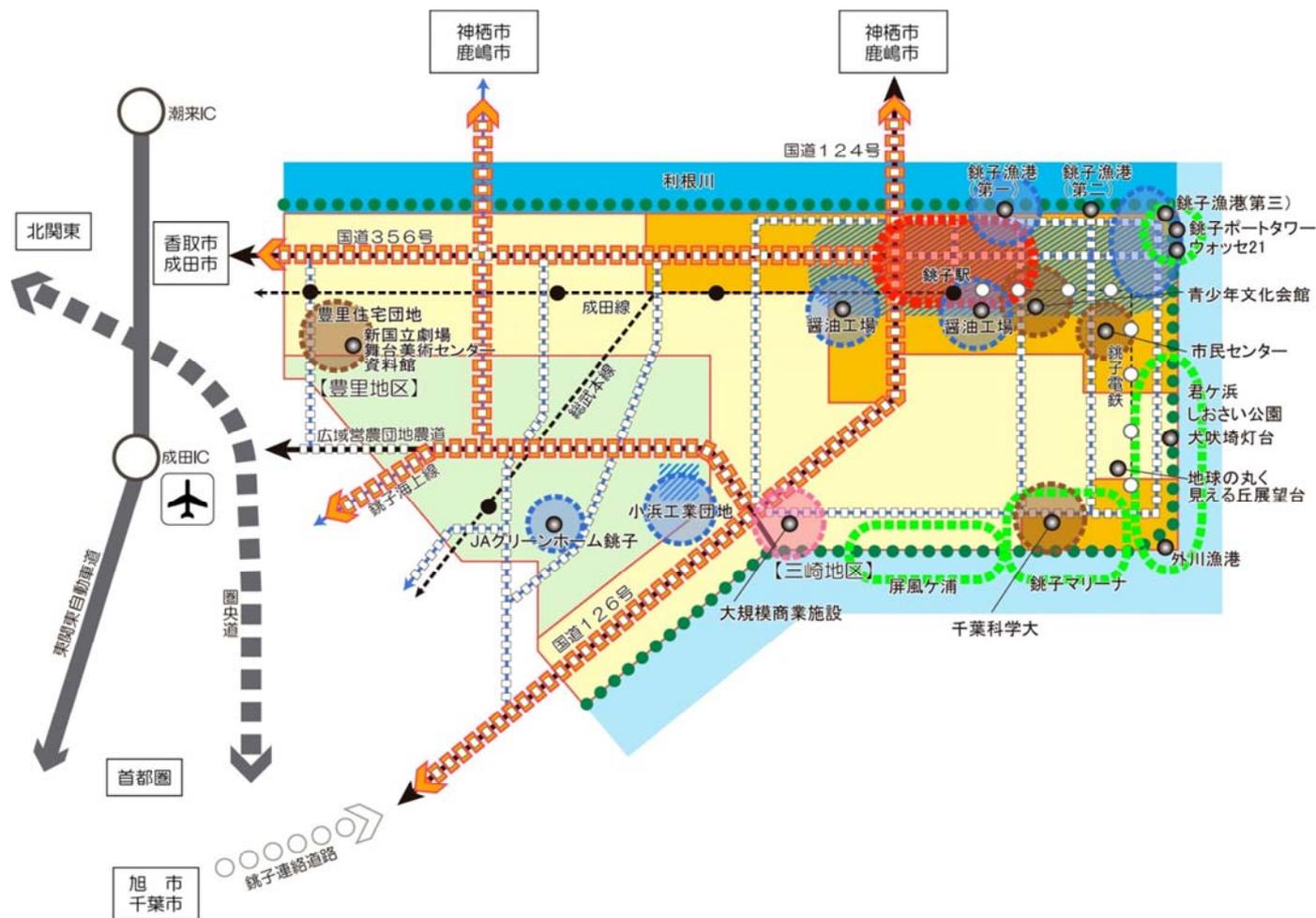


図 将来都市構造（グランドデザイン）

I-2 分野別の基本方針

分野別の基本方針は、都市づくりの目標や将来都市構造を踏まえた市全体に関する方針であり、都市計画に係る基本的な方針として今後のまちづくりに反映されるものです。

1 土地利用

(1) 基本方針

銚子市は、飯沼観音の門前町、利根水運により栄え、漁業や醤油醸造の地として市街地が拡大し発展してきました。

本市の土地利用は、こうした市街地が基礎となって銚子駅周辺や利根川沿いに市街地が形成され、河口周辺は水産加工施設が多く立地するとともに、東南部の海岸や利根川沿いの水郷筑波国定公園、西南部に広がる東総台地の農地や緑地により構成されています。

土地利用計画は、昭和12年に用途地域を定め、昭和48年に概ね現在の用途地域となっていますが、約40年が経過した中で、人口の減少や経済活動の停滞が顕在化しており、社会経済情勢の変化や地域特性に応じた適正な土地利用の規制・誘導が必要となっています。

また、広域交通網や自然・観光資源を活用した交流・連携による賑わいと活力の拠点の創出や、農業・漁業の生産環境や水郷筑波国定公園に指定された自然環境と調和したまちづくりが求められています。

このため、今後の本市の土地利用は、社会経済情勢などに応じた適正化を図るとともに、賑わいのあるまちに向け、既存の都市基盤などを活かし、豊かな自然環境を保全・活用することにより、活力ある人と自然にやさしいコンパクトな都市づくりを進めます。

具体的には、次のような、土地利用における「基本方針」、「施策の方針」を設定し、各施策を推進します。

■基本方針

まちの賑わいを育み、人や自然にやさしいコンパクトな都市構造への展開と地域の特性を活かした土地利用の推進

〔施策の方針〕

- ① 都市の賑わいと活力を創出する都市づくりの推進
- ② 地域特性に応じた日常生活圏の土地利用の促進
- ③ 社会経済情勢やニーズに応じた土地利用への対応
- ④ 自然・観光資源の保全・活用

(2) 施策の方針

1) 都市の賑わいと活力を創出する都市づくりの推進

<p>①都市交流核（中心市街地）への都市機能の集約及び各拠点の施設等の強化による交流・連携の促進</p>	<p>（中心市街地）・都市機能集積や既成市街地の有効活用により、商業の活性化や居住を促進し、交流人口拡大による賑わいのある魅力的な拠点を創出します。</p> <p>（広域交流拠点）・三崎町地区の大規模商業施設周辺への広域商業機能の集積促進</p> <p>（産業交流拠点）・醤油、漁業関連、小浜工業団地及び JA グリーンホーム銚子の強化。</p> <p>（観光交流拠点）・ウオッセ 21 周辺、犬吠埼周辺等の観光施設充実、銚子電鉄との連携、歩行者・自転車ネットワークの充実を図ります。</p> <p>（学術・文化芸術交流拠点）・青少年文化会館、市民センター、千葉科学大学周辺等は、文化、教育、芸術などの機能充実と、利用しやすい環境づくりを図る。</p>
<p>②広域連携軸・都市内連携軸沿道の土地利用誘導</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国道 126 号、356 号沿線は、周辺都市や市内地域間の多様な連携を創出するため、集客力ある商業施設や広域的な業務施設の立地など、適正な土地利用を誘導します。 ・主要地方道や一般県道等の沿線は、市内各拠点間の連携強化のため、地域特性に応じた沿道商業・業務系サービス施設の立地など、適正な土地利用を誘導します。
<p>③農業・漁業の振興と新たな産業の創造</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・優良農地は、生産環境の維持保全とともに、土地基盤整備や集約化等を図ります。 ・銚子漁港周辺は総合漁業基地として整備、水産関連産業の集積、観光連携を図ります。 ・農漁業を通じた食育や体験学習型の産業誘導、再生可能エネルギー産業の育成を図る。

2) 地域特性に応じた日常生活圏の土地利用の促進

<p>④既成市街地の良好な居住環境の誘導</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・用途地域内では、都市活動の維持・活性化、居住環境の維持、必要に応じた適正施設の整備・充実及び空き店舗等の有効活用に努め、定住人口の増加等を図ります。 ・都市基盤施設等が整っていない地区は、狭あい道路解消、オープンスペース確保とともに、緑化の推進、景観誘導などを図ります。
<p>⑤協働による地域まちづくりの体制づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の多様なニーズを踏まえて、地域の資源や個性を活かしたまちづくりを推進するため、市民との協働によるまちづくりの体制づくりや支援策の充実を図ります。

3) 社会経済情勢やニーズに応じた土地利用への対応

<p>⑥地域特性に応じた適正な土地利用の誘導</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現況に沿った用途地域の見直しや防災減災に配慮した土地利用へ誘導を図ります。 ・風致地区の時代に即した保全や自然公園重複用途地域の適正な土地利用を図ります。
<p>⑦社会経済情勢の変化に応じた土地利用への対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・将来人口規模に応じた住宅系用途地域の見直し、新たな用途指定の検討を図ります。 ・広域営農団地農道等の広域交通条件を活用し、首都圏への生産物供給基地としての関連産業や再生可能エネルギー産業等の誘導等の検討を図ります。

4) 自然・観光資源の保全・活用

<p>⑧優良な自然環境の保全と活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・河川緑地や海岸・水辺、丘陵地などの自然環境は、本市の魅力と安らぎを生み出す空間として保全を図るとともに、身近に自然と親しめる環境づくりに努めます。
<p>⑨観光資源を活用した地域振興</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア団体との連携・人材育成・PR 等による利用を推進し、地域の活性化や交流拡大を図ります。



銚子駅周辺



銚子漁港での水揚げ



犬吠埼灯台

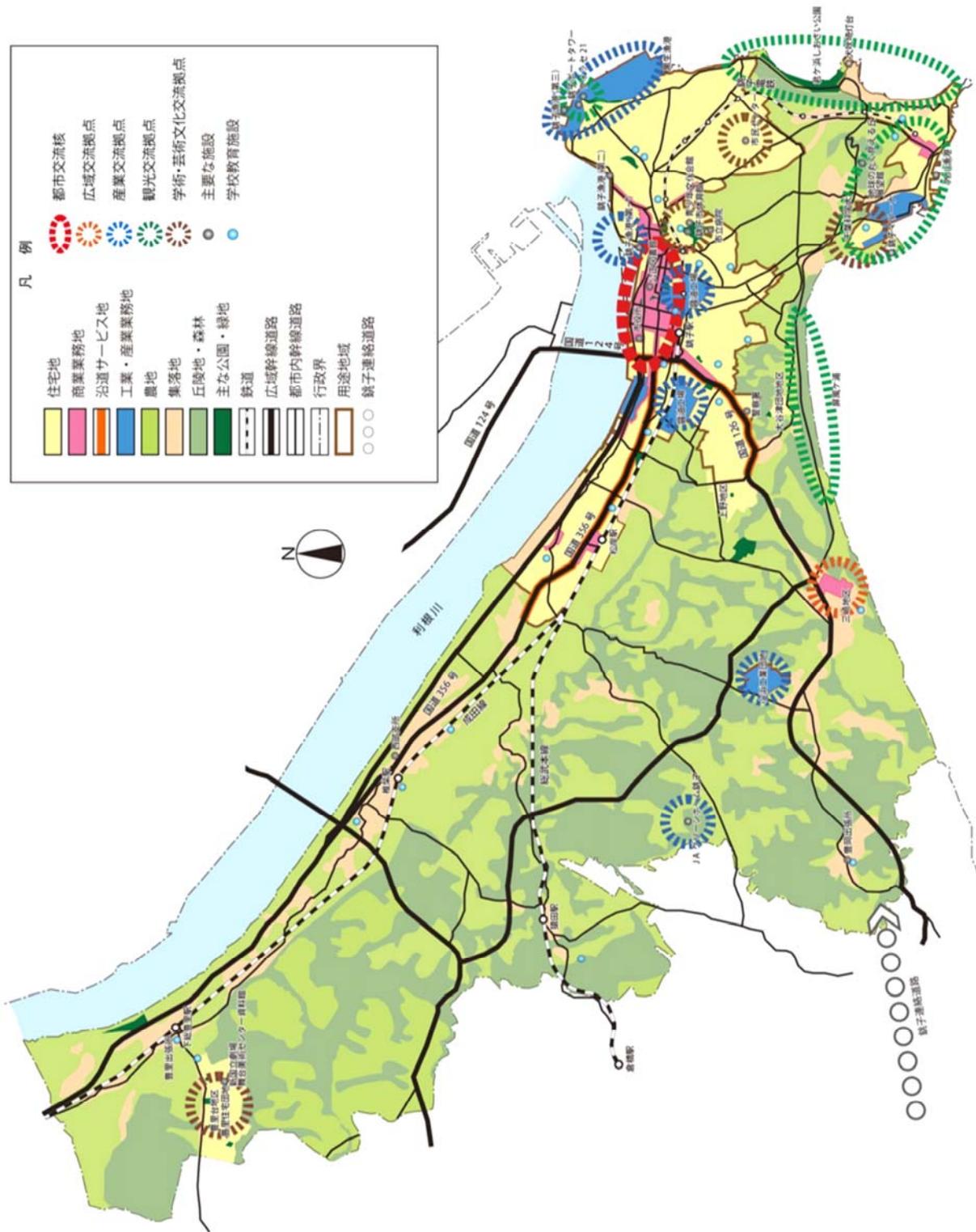


図 土地利用方針

2 都市施設（道路・交通、公園・緑地等）

(1) 基本方針

本市の都市施設としての道路・交通は、国道124号、国道126号・国道356号や広域農道、JR 総武本線・成田線を骨格として、主要交通網が形成されています。

このうち、公共交通（鉄道・バス）の利用者は、ゆるやかな減少傾向にあり、市民の移動手手段の多くは自動車利用が主体となっています。

このため、本市の交通体系は、引き続き国道・広域農道等の広域連携軸による周辺都市との交流や主要県道・都市計画道路等を中心とする都市内連携軸による市内相互の連携の強化を図るとともに、少子高齢化や安全安心な暮らしにも配慮し、公共交通機関の利用促進や歩行者・自転車の利便性の向上を進め、誰もが快適で暮らしやすい交通体系づくりが必要となっています。

また、市民の快適な暮らしの向上を図るため、既存の公園・緑地の整備・管理に努めるとともに、自然資源や地域資源を活かした魅力ある公園・緑地づくりによるやすらぎとうるおいのある空間を創出し、人口減少や高齢化社会に対応した地域コミュニティ機能の維持、防災機能の強化に向けた整備が求められています。

これら状況を踏まえ、今後の本市の都市施設は、既存の施設を有効に活用しつつ、市民生活の維持や快適性の向上に加え、より活発な市民活動を支える整備を目指します。

具体的には、次のような、都市施設における「基本方針」、「施策の方針」を設定し、各施策を推進します。

■基本方針

活力ある都市活動を支え、快適で暮らしやすいまち を実現する都市施設の整備

〔施策の方針〕

- ① 都市の活力や利便性を高めるバランスのとれた交通網の構築
- ② 人や環境にやさしい交通環境づくり
- ③ 地域の特性を活かした魅力ある公園・緑地づくり

(2) 施策の方針

1) 都市の活力や利便性を高めるバランスのとれた交通網の構築

<p>①広域交通網の機能強化</p>	<p>(銚子連絡道路)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・首都圏及び千葉県方面からのアクセス向上、国道126号等の交通渋滞の緩和のため、整備促進と完全事業化へ向けた対応を進めます。 <p>(広域幹線道路)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国道や広域営農団地農道等は、整備改良を推進し、交通渋滞の解消、都市間の交流、連携の強化を図ります。 <p>(JR 総武本線・成田線)・運行ダイヤの改善等による利便性の向上を促進します。</p> <p>(高速バス)・高速バス路線の充実、他交通機関との連絡性強化</p>
<p>②拠点間と日常生活圏の交流・連携の強化</p>	<p>(都市内幹線道路)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県道や主要市道等は、効率的な整備により交通の円滑化や利便性の向上に努めます。また、県道愛宕山公園線や県道銚子公園線等の整備促進により、銚子半島外周道路の連結を図ります。なお、長期間未整備の都市計画道路は、交通量予測など踏まえ見直します。 <p>(銚子電気鉄道)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域や観光の移動手段として、運行ダイヤ改善や他交通機関との連絡性強化に努めます。 <p>(生活交通)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・路線バスは、高齢者や児童生徒などの日常の移動手段として、路線の保全に努めます。

2) 人や環境にやさしい交通環境づくり

<p>③公共交通網の維持(交通不便地域の解消)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・銚子電気鉄道・路線バスは、環境にやさしい交通機関として路線の効率的な維持を図ります。また、JR線との連絡性、利便性向上に努めます。 ・バス路線がない地域では、乗合タクシーやデマンド交通等の導入検討を進めます。
<p>④歩行者・自転車空間の充実と人にやさしい移動環境の創出</p>	<p>(移動円滑化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各拠点地域や主要鉄道駅周辺などでは、歩道整備などバリアフリー化、歩行者・自転車が快適に通行できる空間の整備、街路灯などの整備を推進します。 <p>(歩行者・自転車ネットワーク)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地や観光交流拠点では、歩行者・自転車道の整備を進めます。また、海岸や利根川沿いの歩道・自転車道の延伸整備を促進します。
<p>⑤駐車・駐輪対策の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地や鉄道駅周辺では、駐車場・駐輪場の適正配置や利便性向上に努め、公共交通との連携によるまちづくりを進めます。

3) 地域の特性を活かした魅力ある公園・緑地づくり

<p>⑥既存公園・緑地の整備管理と新たな公園・緑地の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・既存公園等は、老朽化した遊具等の計画的改修をしていきます。また、住民一人当たり10㎡以上を目標に、地域バランスのとれた公園等の計画的配置に努めます。 ・君ヶ浜しおさい公園は、海と親しめる犬吠埼の眺望景勝地として維持活用を図ります。
<p>⑦緑化の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・緑の基本計画を策定し、市域の公園や緑地資源の保全活用の方向性を検討します。



JR 総武本線



県道愛宕山公園線(銚子ドーバーライ)



桜井町公園

3 都市環境（防災・防犯、下水道等）

(1) 基本方針

本市は、市民の安全で安心な暮らしに向けて、「地域防災計画」に基づく総合的な防災対策の実施、防犯対策、交通安全対策を進めてきました。また、質の高い生活環境の形成に向けた下水道等の整備も進めていますが、今後も継続的な施設整備が必要となっています。

防災面では、東日本大震災による被災教訓だけでなく、近年の集中的・局所的な豪雨の発生に備え、震災や風水害などに対する防災機能の強化を計画的に推進させた、災害に強いまちづくりが必要となっています。また、犯罪の多様化や交通事故などに対する市民意識の高まりに対し、防犯性や交通安全の向上が求められています。

一方、廃棄物の不法投棄などによる環境汚染は、本市でも例外ではなく、防止対策の強化とともに、ゴミの減量化やリサイクル活動などなど、地球温暖化対策や環境負荷の少ない社会への対応が求められています。

こうした状況を踏まえ、今後の本市の都市環境は、引き続き自然環境との調和を図りながら、安全・安心に暮らせるまちづくりや、環境負荷の少ない都市環境づくりを図り、快適に暮らし続けられるまちづくりを目指します。

具体的には、次のような、都市環境における「基本方針」、「施策の方針」を設定し、各施策を推進します。

■基本方針

安全・安心・快適に暮らせるまちづくり

〔施策の方針〕

- ① 災害に強いまちづくり
- ② 安心して暮らせるまちづくり
- ③ 快適な都市環境・生活環境づくり
- ④ 環境にやさしいまちづくり

(2) 施策の方針

1) 災害に強いまちづくり

①災害に強い都市 基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・河川堤防・海岸保全施設の整備、中小河川整備等による水害対策を推進します。また、急傾斜地崩壊危険区域の整備により土砂災害防止を図ります。 ・避難路、緊急輸送道路等の整備や都市公園等の活用による避難場所確保を図ります。 ・市役所や消防署等は、救援・救護活動の拠点として、防災機能の強化を図ります。
②日常生活圏にお ける防災性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所支所や学校等は、避難場所や避難収容施設として耐震化・不燃化を推進します。 ・地域防災計画に基づき、市民と協働による総合的防災対策を実施します。また、地震（津波や水害など災害別のハザードマップの充実を図ります。
③ライフラインの 耐震化	<ul style="list-style-type: none"> ・上下水道、電気、ガス、通信、道路（橋梁）などのライフラインは、被害軽減を図るため施設の耐震化を図ります。

2) 安心して暮らせるまちづくり

④防犯に配慮した まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・通学路等は、防犯灯などの設置を推進し、日常生活圏の防犯性の向上を図ります。 ・公園等は、防犯性を高めるために外部からの視認性を配慮した植栽配置等に努めます。
⑤交通安全に配慮 したまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・商業地の駐車・駐輪対策や、住宅地での通過交通の適正誘導、速度規制、狭隘道路解消などを進めます。 ・歩道や自転車道整備などの推進とともに、交通安全施設の整備に努めます。

3) 快適な都市環境・生活環境づくり

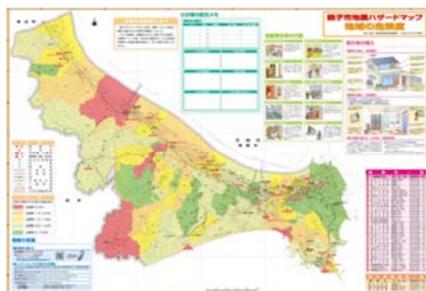
⑥適正な下水環境 の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道は、銚子市污水適正処理構想に基づき、市街化動向に配慮して引き続き効率的な整備と施設更新を進めます。 ・公共下水道計画区域外の集落地等では、合併処理浄化槽の普及を推進します。
⑦上水道・ごみ処理 施設の整備	<p>（上水道）・排水管の更新や浄水場などの適正な施設更新により、安全で安定した良質な水の供給に努めます。</p> <p>（ごみ処理）・東総地区（銚子市、旭市、匝瑳市）での広域のごみ処理施設の適正配置に努めます。</p>

4) 環境にやさしいまちづくり

⑧環境負荷の少な いまちづくり	<p>（再生可能エネルギー）・風力や太陽光、潮力・波力、バイオマス等の再生可能エネルギーを利用した発電を促進します。</p> <p>（健全な水循環システムの保全）・緑地や農地などの保全による水の涵養機能の向上に努めるとともに、下水環境の整備を推進します。</p> <p>（環境基本計画）・不法投棄の監視、廃棄物の適正な処理などに取り組むとともに、環境基本計画に基づく環境対策を引き続き推進します。</p>
--------------------	--



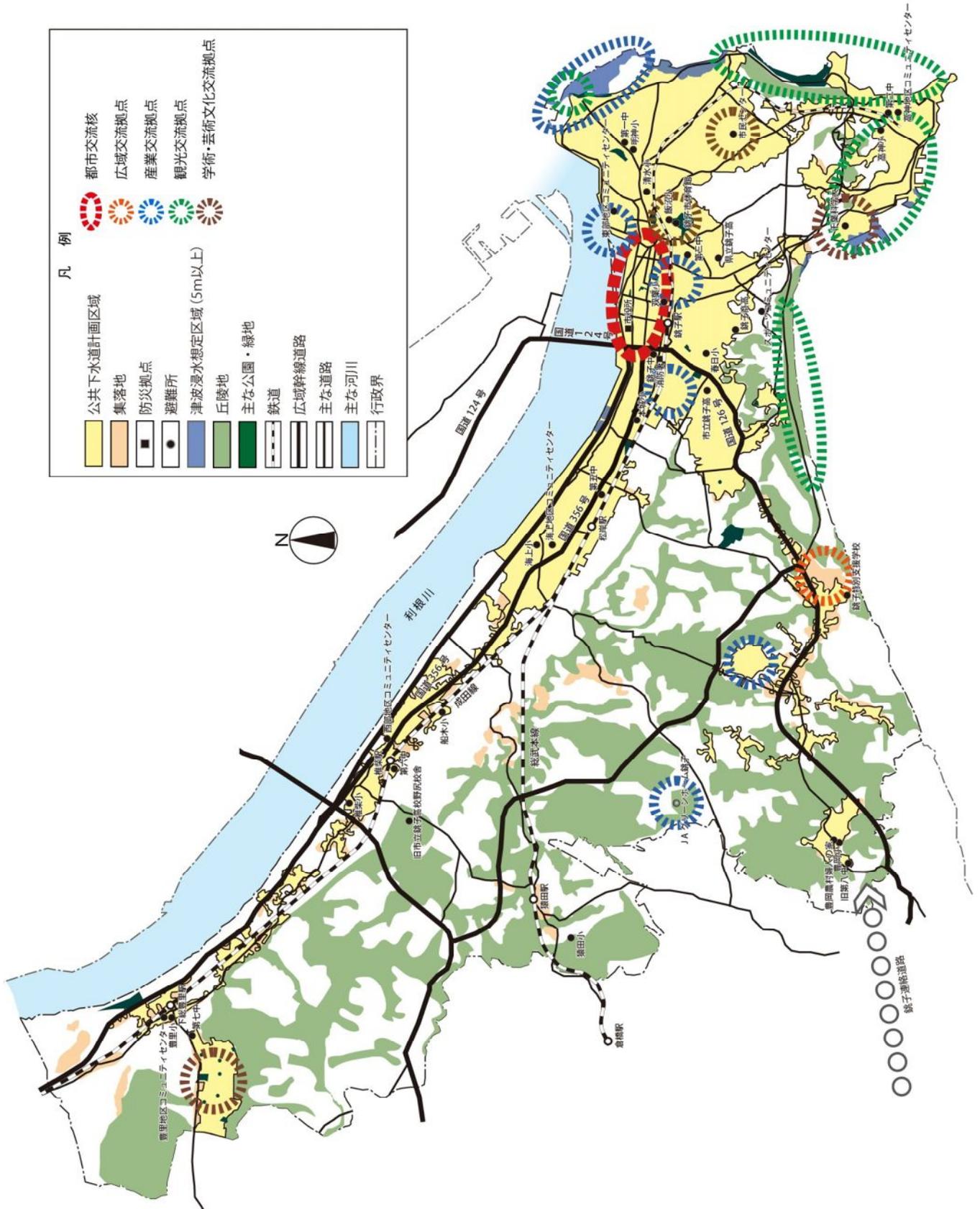
防災拠点となる銚子市役所



地震ハザードマップ



風力発電施設



☒ 都市環境施策方針

4 自然・歴史環境

(1) 基本方針

本市は、犬吠埼や屏風ヶ浦に代表される変化にとんだ海岸線、利根川流域の水辺と緑地、丘陵地や斜面緑地など、風光明媚で豊かな自然環境・地質遺産を有し、水郷筑波国定公園、県立九十九里自然公園に指定されています。

これら自然環境は、水源の涵養や生態系の保全地としてだけでなく、市民、来訪者の憩いの場や観光資源となっています。

また、猿田神社、渡海神社、川口神社といった自然林を有する神社や歴史ある飯沼観音などは、郷土への愛着や親しみを感じる地域資源、原風景として機能しています。

このように、本市の特性である豊かな自然環境と歴史資産を保全し、次の世代に引き継ぎ、市民と協働し、自然や歴史と共生したまちづくりを目指します。

具体的には、次のような、自然・歴史環境における「基本方針」、「施策の方針」を設定し、各施策を推進します。

■基本方針

自然や歴史と共生した美しく愛着のもてるふるさとづくり

〔施策の方針〕

- ① 良好な自然環境・資源の保全と活用
- ② 地域の特性を活かした歴史資産の保全と継承

(2) 施策の方針

1) 良好な自然環境・資源の保全と活用

<p>①銚子らしい原風景である沿岸地域、河川地域の自然環境（眺望空間）の保全・継承と活用</p>	<p>（水郷筑波国定公園）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・犬吠埼をはじめとする海岸線や屏風ヶ浦の海食崖などの豊かな自然、景勝地等として指定される水郷筑波国定公園は、保全・継承を図るとともに、観光資源として活用を図ります。 <p>（利根川河川区域の親水空間）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利根川の河川区域は、親水施設の整備を促進するとともに、利根川流域の緑地、水辺環境の保全を図ります。
<p>②緑地・河川などの自然環境等の保全・活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・清水川、高田川、三宅川等の主要河川や七つ池といった農業用ため池は、身近に自然を感じられる水辺空間として、下水環境の整備による水質改善などを進め、散策や憩いの場としての活用を図ります。 ・丘陵地に広がる緑地とそれを縁取る斜面緑地は、温室効果ガスの吸収や水の涵養、生態系を保全するとともに、自然探索の場として活用を図ります。
<p>③水と緑のネットワーク</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・水辺への散策路として利根川沿いや太平洋の海岸沿いに自転車道を整備し、自然緑地内を巡る水辺と緑地のネットワークの形成を促進します。
<p>④ジオパーク</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・犬吠埼や屏風ヶ浦などの中生代ジュラ紀から形成された地層を代表する地質遺産は、浅海堆積物など教育資産の学習の場としての活用を図るとともに、「銚子ジオパーク」としての魅力を発信し、観光資源として地域の活性化に努めます。

2) 地域の特性を活かした歴史資産の保全と継承

<p>⑤市民が誇れる歴史資産の保全と活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・猿田神社、渡海神社、川口神社などの自然林を有する神社や歴史ある飯沼観音などの歴史資産や文化財は、銚子市のなりたちや営みを残し、ふるさとの歴史にふれあえる資産として保全するとともに、まちなか観光などにおける資産として活用を図ります。
--------------------------	--



愛宕山からの眺望



屏風ヶ浦



渡海神社

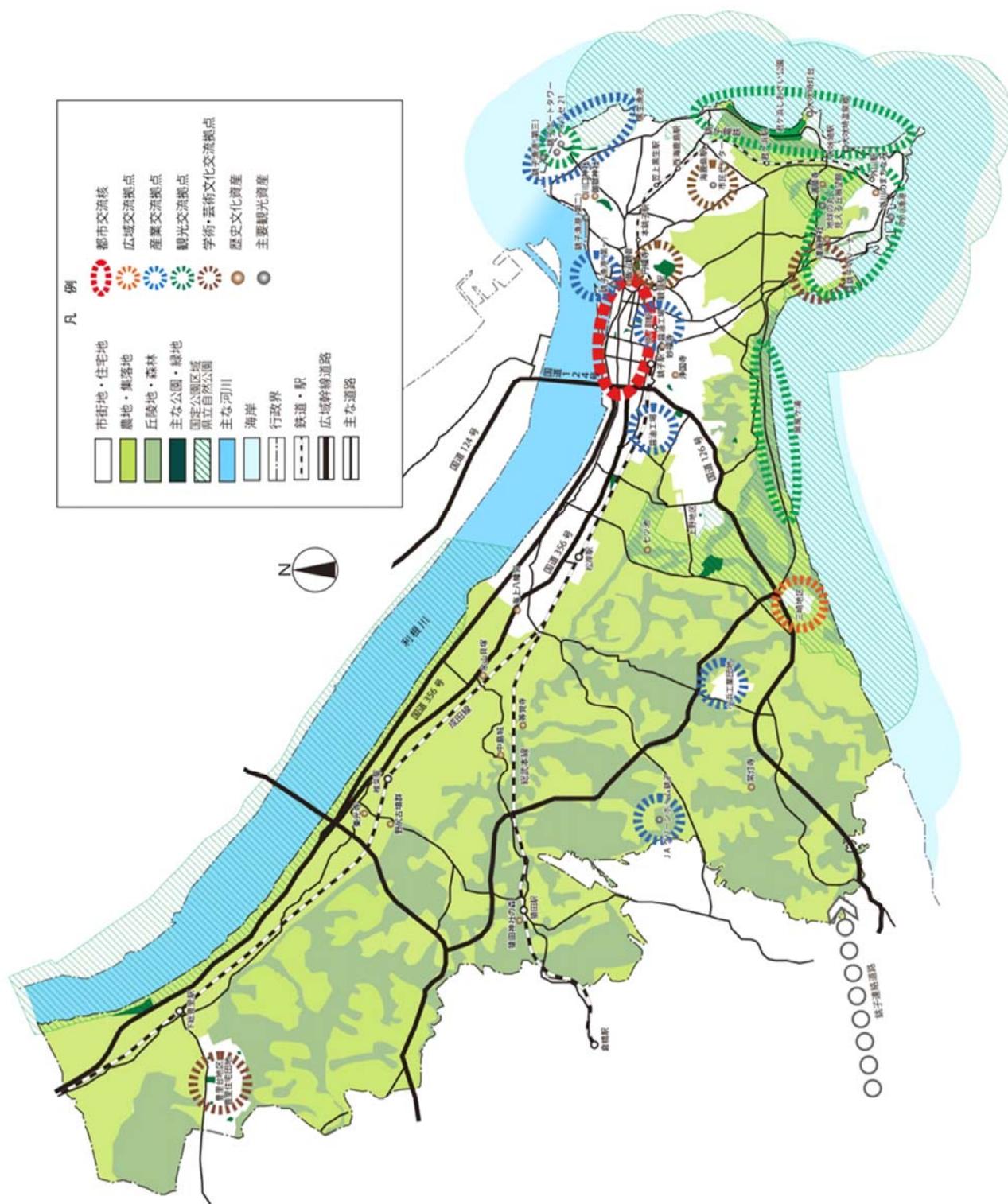


図 自然・歴史環境施策方針

5 中心市街地活性化・都市景観形成

(1) 基本方針

本市の都市交流核（中心市街地）は、漁業や醤油醸造業、水運の拠点として商業機能が集積された地区であり、また、戦後に行われた銚子都市計画復興土地区画整理事業により、都市基盤の整備が進んだ地区です。

本地区は、銚子駅前通りシンボルロード事業や本通りマイロード事業及び銚子銀座通りココロード事業などで都市基盤整備を進めてきましたが、近年における社会経済環境の変化の中で、経済活動の中心が遷移し、衰退・空洞化が進んでいます。

このため、本地区は、本市のまちの顔として、また、商業業務の中心的役割を担う地区として、来訪者を地区内へ誘導し、交流人口の拡大を図ることで、賑わいや活力を再生することが必要となっています。

また、中心市街地にふさわしいシンボリックな景観や日常生活圏の良好な市街地景観の形成を促進し、地域のさらなる魅力の創出と市街地活動の活性化が求められています。

こうした状況を踏まえ、今後の中心市街地では、都市機能の集積や既存の都市施設を有効に活用し、商業の活性化や観光機能の強化等を図ることで、都市交流核としての賑わいや活力を創出します。また、市民と協働による景観意識の醸成により良好な都市景観の形成を図ります。

具体的には、次のような、中心市街地活性化・都市景観形成における「基本方針」、「施策の方針」を設定し、各施策を推進します。

■基本方針

活力あるまちづくりを牽引する都市交流核(中心市街地)づくりと個性を活かした景観づくり

〔施策の方針〕

- ① 都市交流核（中心市街地）にふさわしい都市環境づくり
- ② 地域の特性を活かした都市景観づくり

(2) 施策の方針

1) 都市交流核（中心市街地）にふさわしい都市環境づくり

<p>①中心市街地の都市機能の強化</p>	<p>(中心市街地の都市機能)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市交流核（中心市街地）は、商業・業務、行政・文化、医療などの機能集積と都市基盤を有効に活用し、商業、観光機能の強化と市民生活サービス機能の充実を図ります。また、公共公益施設が集積している特性を活かし、行政サービス機能や災害時の救援・救護活動の拠点機能の充実を図ります。 <p>(市街地の有効活用)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・銚子漁港第一卸売市場から銀座通り周辺の商店街は、既存の商業施設、道路・公園、水辺空間を有効活用した継続的な商業の活性化を進めます。また、商店街・イベント情報の充実や空き店舗のコミュニティ施設としての活用などを図ります。 <p>(高齢者、子育て世代の生活を支えるサービス施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の生活支援（高齢者支援ビジネス・介護福祉系サービス）や託児・子育て支援による女性が働きやすい環境づくりなどの施設整備や機能更新を誘導していきます。 ・これら機能に居住空間をあわせて誘導し、高齢者等が安心して暮らし続けることができる住まいの確保に努めます。
<p>②都市交流核にふさわしい市街地景観づくり</p>	<p>(シンボリックな風格のある景観の形成)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・銚子駅前通りは、本市の玄関口として代表されるシンボリックな都市空間であり、建築物の意匠や形態の検討、色彩の統一化とともに街路樹の維持保全などに努めます。 ・電線の地中化の推進とともに、屋外広告物の設置基準の検討などを進め、より歩くことが楽しく、にぎわいを創出する沿道景観の誘導に努めます。 <p>(水辺環境の形成)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利根川河岸は、銚子大橋や銚子漁港の雄大な河口景観が眺望でき、市民が憩える場所として、水を身近に感じる景観の創出に努めます。また、河岸公園周辺は、市民の憩いの場としてだけでなく、銚子駅と第一卸売市場を結び、観光客の市内回遊路の連絡地として活用し、利根川・漁港と調和した景観の形成を図ります。

2) 地域の特性を活かした景観づくり

<p>③観光交流に活かす景観形成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・犬吠埼や屏風ヶ浦、銚子電気鉄道などは、自然環境・観光資源の保全とともに、来訪者が観たい景色を心地よく観る事が出来るよう、視点の確保など観る場所の環境整備にも努めます。
<p>④日常生活圏における身近な景観づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅地は、統一感があり質の高いまちなみを形成するため、地区計画や建築協定等のまちづくりルールにより、壁面の色彩や建物高さの統一等の適切な誘導を図ります。 ・歴史ある飯沼観音や外川のまちなみは、歴史資産としてだけでなく、銚子の懐かしい景観を表す景観資産として保全を図ります。
<p>⑤景観への意識の醸成と景観形成のルールづくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な景観形成に向けて、景観条例や景観法に基づく景観計画の策定をしていきます。 ・緑の基本計画の策定などを進め、市民等との協働による緑化や景観形成を推進します。 ・市民団体等による緑化・美化への取組みを支援し、意識の醸成や啓発にも努めます。



銚子駅前広場



河岸公園でのイベントの様子



住宅地のまちなみ（豊里台）

